

福山市立山野小学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものであるとともに、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送る上で必要と判断した諸事項について定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校等)

第2条 (1) 全学期を通して、登下校の時間を守る。

① 集団登校により、8時20分までに登校する。

② 集団下校で帰ることとし、下校時刻を守る。

③ 登下校は、原則として徒歩とし、決められた通学路を通る。〔月～水金16時下校 木 15時下校〕

(2) 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が学校に連絡する。

(3) 交通ルールとマナーを守り、登校班で並んで安全に登下校する。毎学期始めに地域児童会を開き、登下校の振り返り、改善策を話し合う。

(4) 不審者からの安全確保のため危険を感じたら防犯ブザーを鳴らしたり、大声で叫んだり、近くの家をかけ込み助けを求める。

(服装)

第3条 校内、学校行事及び郊外での学習活動(社会見学など)の際は、基本的な規定服を着用する。(学校が定める服 —— 別表)

(髪型)

第4条 (1) 学習の妨げにならない髪型とする。前髪は目にかからないようにする。髪留めやゴムは、安全で華美にならない物にする。

(2) 次のことを禁止する。

染色・脱色・剃り込み・極度の刈り上げ・パーマ・ピアス・ワックス使用等など

小学生にふさわしくない髪型の場合は、保護者と話し合いを持ち、やめるように指導する。

(持ち物)

第5条 (1) 年間通じてランドセルで登校する。荷物が入らないときのみ手さげを使用する。

(2) 次の物品等の校内への持ち込みを厳禁するとともに、違反があった場合は、児童本人に指導後、保護者連絡をし、指導を行う。

携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム・お菓子・まんが・アクセサリ・ナイフ等不必要ないし危険と判断される物品

※携帯電話・スマートフォンについては、原則持ち込み禁止であるが校区外からの通学や家庭の事情により保護者と協議する。

(3) 持ち物には、学用品をはじめ、すべてに名前を書く。

(4) 水筒を持参するときには、中身はお茶か白湯とし、スポーツ飲料やジュースは入れない。

第3章 校外での生活に関すること

(外出)

第6条 (1) 外出の際は、行き先・目的・帰宅時刻を必ず家の人に伝える。

(2) 児童だけで校区外に行かない。保護者同伴で出ることを原則とする。

(3) ゲームセンター・ゲームコーナー・映画館・飲食店などの出入りは、保護者同伴とする。

(4) 川や海で泳いだり遊んだりするときは、保護者同伴とする。

(安全)

- 第7条 (1) 交通の決まりを守る。
- (2) 自転車に乗るときには、必ずヘルメットをかぶる。
- (3) 急な坂道や、狭い道など危険な道路では自転車に乗らない。

(遊び)

- 第8条 (1) 体に害を与える危険な遊び、火遊び、他人に不愉快な思いをさせる遊びをしない。
- (2) ゲーム機やゲームソフトなどの貸し借りをしない。
- (3) おごったりおごられたり、無駄使いをしない。

第4章 特別な指導に関する事

(特別な指導の対象)

第9条 次の問題行動を起こした児童に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者を学校に召喚し趣旨を説明し、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ① 万引き・窃盗
 - ② 暴力・威圧・強要行為
 - ③ 建造物・器物損壊
 - ④ 飲酒・喫煙
 - ⑤ 性に関するもの
 - ⑥ 薬物乱用
 - ⑦ 交通違反
 - ⑧ 刃物等持参
 - ⑨ その他、法令・法規に違反する行為
- (2) 本校のきまりなどに従わない行為
- ① 他の児童へのいじめ、暴力・暴言
 - ② 授業妨害、授業中の立ち歩き
 - ③ 登校後の無断外出・無断早退
 - ④ 指導に従わないなどの指導無視及び対教師暴力・暴言など
 - ⑤ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(特別な指導の形態)

- (3) ① 特別な指導では、説諭・反省文を書かせるなど、発達段階に応じて反省指導を行う。
- ② 特別な指導は、必ず複数の教職員で指導にあたる。
- ③ 特別な指導は、別室にて行い、その後、担任は保護者連絡を行う。
- ④ 特別な指導の際には、指導にあたった教職員が時系列で記録をとる。
- ⑤ 特別な指導をした場合は、その後の児童の様子を十分観察し、指導にあたる。

(特別な指導の指針)

- (4) 特別な指導は、生徒指導主事および管理職で問題行動の事実確認を経た後、学校長の指示により次の内容とする。
- ① 保護者に来校を求め、児童を指導する。
 - ② 学校での反省指導（別室反省指導、奉仕活動等）
 - ③ 説諭
- (5) 学校反省は別室指導とし、状況に応じて奉仕活動等を取り入れる。学校行事や実習・テストについては、別途協議する。

(別室指導の指針)

- (6) 自らの行為の過ちを認めさせ、同じことを繰り返さないように自戒、反省し、今後の展望

や目標を持たせる場とする。

(対象行為と期間)

(7) 対象となる行為と別室指導の期間は、次のとおりである。

- ① 喫煙（喫煙同席も含む）、飲酒、万引き、暴力、無免許運転など犯罪となる行為、法に触れる行為は、原則3日以上5日以内とする。
- ② 甚だしい授業妨害、授業エスケープ、度重なるルール違反や指導無視は、原則1日以上3日以内とする。
- ③ 別室指導のルールが守れないなど、自らの行為の過ちについて反省ができていないと職員が判断した場合には、別室指導の延長を行う。
- ④ 次のような場合には、担任、生徒指導主事、管理職で協議し、上記の期間を超えて別室指導を行う。
 - ア 複数の問題行動を同時に行った場合。
 - イ 一度目の別室指導後に問題行動を行った場合

(教室復帰までの手順)

(8) 問題行動発生から別室指導、教室復帰の手順は、次のとおりとする。

- ① 家庭連絡を行い、保護者に来校を求め、今後の指導について説明する。
- ② 保護者・本人同席のもと、担任、生徒指導担当と今後の約束をする。
- ③ ②の後、学校長と今後の約束をする。
- ④ 所定の用紙で事実確認と反省文の記入を行う。
- ⑤ 特別室にて別室指導を実施する。また、別室指導の期間に担任や生徒指導主事による面談を行う。必要であればスクールカウンセラー等による面談も行う。
- ⑥ 担任、生徒指導主事、学校長と再度今後の約束をする。
- ⑦ 教室復帰させる。

(職員配置と場所の設定)

(9) 別室指導時の職員配置と場所の設置等は、次のとおりとする。

- ① 特別室は、職員室内に設置する。
- ② 生徒指導主事が、事実確認や別室指導の際の職員の配置をコーディネートする。

(詳細)

(10) 別室指導の詳細は次のとおりとする。

- ① 時間
 - ア (7) に基づいて行う。
 - イ 別室指導とは、事象に対する指導とは別カウントとする。（事実確認、反省文、指導ができてからが別室指導）
- ② 対応職員
 - ア 担任を中心に、生徒指導主事、管理職、他職員で都合がつく時間に協力する体制をつくる。
- ③ 以下の内容を、(7) に基づいた時間分行う。
 - ア 振り返りと今後の決意
 - イ 相談活動
 - ウ 学習活動
 - ・漢字練習・教科書の視写・プリント学習等
- ④ ルール
 - ア 先生の指示に従う。
 - イ 私語をせず、席について真面目に取り組む。不要な音を立てない。
 - ウ プリントなどをやぶらない。
 - エ 分からないことは質問してもよい。
 - オ トイレ休憩は、授業始まりのチャイムから5分とし、先生に申し出、許可を得てか

- ら行く。
- カ 休憩時間も特別室ですごし，他の児童と会ったり話したりしない。
- キ 別室指導中に校外に出た児童については，直ちに保護者に連絡する。
- ク 以上の約束が守れず指導にも従わない場合は，家庭連絡を行い，該当児童の対応を協議する。その際には，当日だけでなく，前日までに取り組んだ（クリアした）課題もリセットする。

【別紙】

学校が定める服

① 通学服

	男子	女子
夏 (6月～9月)	白 半袖カッターシャツ 半袖ポロシャツ	白 半袖ブラウス 半袖ポロシャツ
帽子 グレー	紺 半ズボン	紺 ひだスカート
冬 (10月～5月)	紺 衿なしブレザー	紺 衿なしブレザー
	白 長袖シャツ 長袖ポロシャツ	白 長袖ブラウス 長袖ポロシャツ
帽子 紺	紺 半ズボン	紺 ひだスカート
靴下	白，黒，紺色（ワンポイントは可） 学校行事等は 白	
靴	白の運動靴（通学用）・・・ライン等もなし 上履きシューズ（屋内用）	

- ※ 冬や体調、気温に合わせて，上着・長ズボン（黒や紺色等，派手でないもの）着用可
手袋・マフラーは，登下校時のみ着用
セーターやベストは，黒や紺色で上着の下に着用する

② 体操服

	男女共通
夏・冬とも	衿なし丸首シャツ
	青 ハーフパンツ

- ※ 冬は体調に合わせて長袖シャツ
トレーナー（白）ジャージ
（派手でないもの）着用可

- ※ 帽子 赤白帽（ひもつき）

付則

- ・この規程は，2012年（平成24年）1月10日から施行する。
- ・平成26年12月22日一部改訂（第5条に追加，第2条（4）の一部削除）